

南牧村森林整備計画

計画期間 { 自 平成27年 4月 1日
至 平成37年 3月31日 }

(平成29年4月1日 一部変更)

群馬県南牧村

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林整備の方法に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	路網整備に関する事項	18
2	その他必要な事項	20
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	23
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	林野火災の予防の方法	24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5	その他必要な事項	24
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	24
4	その他必要な事項	25

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	26
5	住民参加による森林の整備に関する事項	26
6	その他必要な事項	26

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は県の南西部に位置し、西部は長野県境となっている。南北を山地に囲まれ、本村のほぼ中央を鑓川支流の南牧川が西から東に流れている。

本村の総面積は11,878haであり、森林に恵まれている。森林面積は10,766haで、村の総面積の約91%を占めている。私有林面積は7,032haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は4,164haであり人工林率59%である。人工林の内35年生以下の若い林分は428haで10%となっている。今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 森林整備の基本的な考え方

近年の地球温暖化問題をはじめとする環境に対する意識の高まりで国民の目は森林・林業に対してより一層注がれている。人工林が多い本村の豊かな森林を、次の世代まで維持するには、林業経営による適正な管理が必要である。特に大都市の水源に位置する本村においては、森林の維持管理は下流を含めた広い地域の問題と言える。

本村では、スギ人工林の間伐の推進を中心に置き、手入れ不足森林の把握を行い、間伐に対する合意が得られた地区から、路網の整備を行っていき、利用間伐の推進を図っていく。これには、国、県の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等を活用することとする。

(2) 地域の目指すべき森林資源の姿

南牧村の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

表1 地域の目指すべき森林資源の姿

区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿	
公益的機能	水源涵養機能	洪水緩和/水資源貯留/水量調節/水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能/土壌保全機能	表面侵食防止/表層崩壊防止/その他の土砂災害防止(落石防止、土石流発生防止・停止促進)/土砂流出防止/土壌保全(森林の生産力維持)/その他の自然災害防止機能(雪崩防止など)	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（３）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、（２）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導してくための整備指針は次のとおりとする。

表２ 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</p> <p>また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p>

	<p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適し</p>

	<p>た様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

西毛地域森林計画に基づき、県、村、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林・林業の活性化に向けて長期的展望に立った林業諸施策の総合的な実施を推進するものとする。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢を、次のとおり定める。なお、標準伐期齢は、あくまでも主伐に関する指標であり、これをもって伐採をうながすものではない。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
						用 材	その他
全 域	35	40	35	40	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合には、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることとし、次に示す施業の方法を基本として行うものとする。

なお、主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

(1) 伐採方法について

区分	伐採方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保存帯を設ける確な更新を図る。
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	<p>① 主伐は、自然的条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。</p> <p>② 主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。</p> <p>③ 伐採後は、萌芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。 また、萌芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。</p> <p>④ 皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、萌芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
育成複層林	<p>① 主伐にあたっては、複層林に誘導するため、特に自然的条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。</p> <p>② 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。</p> <p>③ 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。</p> <p>④ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p>

	<p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
天然生林	<p>① 天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然的な生育条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。</p> <p>② 伐区の設定にあたっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。</p> <p>③ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>④ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑤ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）

2 育成複層林においては、森林を構成する林木択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為に複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

3 天然生林においては、主として天然力^{*4}を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

4 参考（現況）については、平成22年4月1日時点の数値。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

*4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

3 その他必要な事項

主伐期を迎える地区の人工林については、計画的かつ効率的な伐採を推進するものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、次表に定めるもののほか、地域に応じた有用広葉樹とする。

表4 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ等	地域に応じた有用広葉樹

(2) 人工造林の標準的な方法

下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数 (本/h a)	備 考
スギ	密仕立	3, 500	
	中仕立	3, 000	
ヒノキ	密仕立	3, 500	
	中仕立	3, 000	
アカマツ	中仕立	4, 000	
カラマツ	中仕立	2, 500	

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とする。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、カラマツは3月～5月を標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林地においては伐採後、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など、人工造林により更新を行う場合の人工造林をすべき期間は次のとおりとする。

区 分	期 間	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
	択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地	皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
	択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	対 象 樹 種	備 考
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等	

注：上記に定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村振興整備課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、表5に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る）を更新する必要がある。

表5 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2の(1)に定める樹種	10,000本 / ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は表6のとおりとする。

表6 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
萌芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、補植を行う。 目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。 なお、天然更新については、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には確実な更新を図る。
天然下種更新の補助作業	地表処理として、かきおこし、枝条整理等の作業を、ササや粗腐性の堆積物があり、種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所で行う。 天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。 目的樹種が成立しない箇所については、補植を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については伐採後、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新をすべき期間を次のとおりとする。

表7 伐採跡地の天然更新をすべき期間

区 分	期 間
伐採跡地の天然更新をすべき期間	当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況等の観点から、天然更新が期待できない森林について、適確な更新を確保することを旨に個々にその森林を特定することとする。樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとする。

表8 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	面積 (h a)	備考
該当なし		

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数は次のとおりとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)とする。

表9 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹種	5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
2の(1)に定める樹種	10,000本 / ha

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐の実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			原則として密度管理図を使用
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31			
	〃 (伐期80年)	17	23	31	44	69	
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30			
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36			
	〃 (伐期80年)	21	27	36	53		
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			
	〃 (伐期80年)	16	21	28	40		
カラマツ	2,500本/地位級Ⅱ	18	23	29			
	〃 (伐期80年)	18	23	29	41		

(2) 間伐の実施すべき標準的な間隔

主要樹種について、間伐の実施すべき標準的な間隔を、次のとおり定める。

なお、間伐の間隔は、あくまでも間伐に関する指標であり、これをもって伐採をうながす

ものではない。

※主要樹種とは、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツとする。

表 10 間伐を実施すべき標準的な間隔

区 分	間伐の間隔	備 考
標準伐期齢未満	10年	
標準伐期齢以上	15年	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

表 11 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下 刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より 抜け出るまで行う。 実施期間は、6～7 月頃を目安とする。	回数は 必要に 応じて 実施す る。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つ る 切	スギ										1	下刈り終了後、つる の繁茂の状況に応 じて行う。 実施期間は、6～7 月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
除 伐	スギ										1	造林木の成長を阻 害したり、阻害が予 想される侵入木や 形成不良木を除去 する実施期間は、8 ～10月頃	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
枝 打	スギ									1		生長休止期に実施 する。	
	ヒノキ									1			

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うものとする。

また、森林経営計画が作成されていない面積0.5ha以上のスギ及びヒノキの人工林において、1及び3に定める間伐の基準と照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は別表1のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林については、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上定めるものとする。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、「森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「快適環境形成機能増進森林」という。）、「保険文化機能の維持増進を図るための新施業を推進すべき森林」（以下「保険文化機能維持増進森林」という。）、「その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分する（それぞれの機能については表13参照）。

なお、区分ごとの森林の区域は表12のとおりとする。また、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定する。

(イ) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を、山地災害防止／土壌保全機能増進森林に設定する。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定する。

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都

市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等を、保健文化機能維持増進森林として設定する。

(オ) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1の(1)の(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について設定する。

表12 区域ごとの森林の面積

区 分	森林の区域	面積(h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表2のとおり	1,122.08ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表2のとおり	70.75ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表2のとおり	37.28ha
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は表13のとおりとする。

なお、森林施業方法による森林の区域は表14のとおり。

表13 区分ごとの森林施業方法

区 分	施業の方法
水源涵養機能維持増進森林	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○伐期の間隔の拡大(標準伐期齢+10年)
山地災害防止/土壌保全機能維持増進林①	○次の①~③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下している箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗

<p>快適環境形成機能維持増進森林②</p>	<p>しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林</p> <p>② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等</p>
<p>保健文化機能維持増進機能③</p>	<p>③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のための必用な森林（択伐に限る）等</p> <p>○上記以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施</p> <p>○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢×2）×係数を行うことも可能 ※係数は0.8～1.2</p> <p>○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る</p> <p>○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施</p>

表 1 4 施業方法ごとの森林の区域

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
<p>伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)</p>	<p>別表 2 における「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域</p>	<p>1,122.08ha</p>
<p>長伐期施業 (標準伐期齢×2)×0.8</p>	<p>別表 2 における「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林」の区域</p>	<p>70.75ha</p>

複層林施業を推進すべき森林	択伐以外により複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	別表2における「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域	37.28ha
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の立地条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を次のとおり設定することとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）に設定する。

なお、区分ごとの森林の区域は表15のとおりとする。

また、区域内において、1の機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

表15 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

区 分	森林の区域	面積(ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	計画概要図(公益的機能別施業森林の区域)のとおり	2,539.05ha

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するために、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

(1) 南牧村独自の公益的機能別施業森林の区域の設定

ア 水源の涵養の機能を重視する森林

水源涵養保安林、ダム集水地域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、溪流等の周辺に存する森林を、村独自の水源の涵養の機能を有する森林の区域として設定する。

イ 保健機能を重視する森林

文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林を、村独自の保健機能を重視する森林として設定する。

(2) 南牧村独自の公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

南牧村独自の公益的機能別施業森林の区域別の森林施業の方法は表 1 6 のとおりとする。なお、森林施業方法による森林の区域は表 1 7 のとおり。

表 1 6

区 域	施業の方法
南牧村独自の公益的機能別施業森林	公益的機能を重視する森林の施業を実施するものとし、保安林等の他法令の森林施業方法を遵守すること。

表 1 7

区 分	施業の方法	森林の区域	面積(h a)
水源の涵養の機能を重視する森林	通常の標準伐期齢	別表 3 のとおり	5,972.80ha
保健機能を重視する森林	通常の標準伐期齢	別表 3 のとおり	8.87ha

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林施業の集約化、林業担い手育成、林業機械化の推進、国産材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施

業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託等森林の経営を委託する場合は、次の事項を旨とすること。

- ア 長期の施業の受託契約の契約期間は5年以上の期間によるものとする。
- イ 受委託契約を締結する場合、立木の育成権（森林の立木竹の使用又は収益する権原）の付与について明記するものとする。
- ウ 長期の施業の受委託契約等において、個々の森林の施業の実施の必要性及びその時期等の判断が、契約時に森林所有者等との間で合意した経営方針の範囲内で受託者に委ねられていること。

4 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

村及び森林組合が中心となり、森林施業共同化重点的実施地区に対して、規模を大きくして効率を上げた施業委託などの施業共同化を検討、促進していくものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは経営計画の団地ごとの協議会を開催し合意形成に努め、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図るものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項を旨として作成することとする。

- ア 森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）は、全員で各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で、または、意欲ある林業事業者等への共同委託により実施することを旨とする。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施することとする。
- ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

表18 計画期間内に基幹路網整備と合わせて効率的な森林施業を推進する区域

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	30以上	70以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	70以上
	架線系作業システム	25以上		25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上		15以上
急峻地 (35° ~)	車両系作業システム	5以上	45以上	50以上
	架線系作業システム	5以上		5以上

注1：路網密度の水準については、木材搬出予定箇所適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注2：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(2) 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道を主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システム（表20）に対応した路網整備を推進する。

また、計画期間内に基幹路網整備と合わせて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表19のとおり設定する。

表19 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積 (h a)	開設予定 路線名	開設予定 延長 (m)	対図番号	備考
48林班	77.93	大星線	1,000	①	
49林班	50.95	キワダ久保線	1,200	②	
31林班	100.06	焼山線	1,500	③	
6, 7, 8林班	183.78	二ツ岩線	1,500	④	
86林班	48.39	岩脇線	1,000	⑤	
10林班	78.45	櫛線	1,000	⑥	
61, 62林班	198.85	林道：奥山六車線	4,500	⑦	

表20 高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システム

区分		高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—トラクター—運材車
	傾斜地	チェーンソー—タワーヤーダ—プロセッサ	チェーンソー—集材機—チェーンソー
非皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—林内作業車
	傾斜地	チェーンソー—スイングヤーダ—小型プロセッサ 自走式搬器	チェーンソー—小型集材機—チェーンソー 林内作業車

(3) 作業路網の整備及び維持管理に関する事項

1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、群馬県が定める群馬県林業専用道作設指針（平成23年7月20日制定）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	図対 番号	備考
開設	自動車道		南牧村	奥山六車	4.5	753	○	64	
開設	自動車道		南牧村	馬坂羽沢	5.0	112		70	
開設	自動車道		南牧村	深沢侍井戸	4.0	78		100	
開設	自動車道		南牧村	井戸入沢口	3.0	46		102	
開設	自動車道		南牧村	内岩滝ノ沢	5.0	68		103	
開設	自動車道		南牧村	番木川原	3.0	17		104	
開設	自動車道		南牧村	坂下小屋ノ沢	5.0	63	○	105	
開設	自動車道		南牧村	駒寄御神楽	3.0	46		106	
開設	自動車道		南牧村	諸日向後萱	3.0	27		107	
開設	自動車道		南牧村	野々上	0.5	49	○	108	
開設	自動車道		南牧村	梅ノ水平森向	1.5	81	○	109	
開設	自動車道		南牧村	窪松倉	0.2	38	○	110	
開設計	自動車道			12路線	37.7	1,378			

拡張	自動車道		南牧村	奥山六車	2.5		○	64	改・舗
拡張	自動車道		南牧村	道場	1.0			58	改良
拡張	自動車道		南牧村	高原	0.3		○	60	改良
拡張	自動車道		南牧村	入山	0.5			62	舗装
拡張	自動車道		南牧村	渡戸	1.3		○	65	改・舗
拡張	自動車道		南牧村	細萱	0.5			55	舗装
拡張	自動車道		南牧村	日向	0.6			61	改・舗
拡張	自動車道		南牧村	余地	0.7			66	改・舗
拡張	自動車道		南牧村	日向山	0.4			67	改・舗
拡張	自動車道		南牧村	馬坂羽沢	0.5			70	改・舗
拡張	自動車道		南牧村	川久保	0.7			59	改・舗
拡張	自動車道		南牧村	砥山	0.1			63	改良
拡張	自動車道		南牧村	高岩	0.3			71	舗装
拡張	自動車道		南牧村	湯ノ沢小仁田	1.3			72	改・舗
拡張計				14路線	10.7				

注1 開設拡張別に口座を設けて記載し、延長及び箇所数を集計するとともに、開設については総数を記載する。

2 拡張にあたっては、舗装又は改良の内容を()を付して併記する。

3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。

4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。

5 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

6 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、群馬県が定める群馬県森林作業道作設指針（平成23年6月13日制定）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

2 その他必要な事項

特になし。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ア 林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努める。また、森林組合においては、これまでの森林整備事業主体の経営から林産事業による経営に転換できるよう低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業体等の協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化に努める。

イ 林業従事者の養成・確保

林業は、技術的にも、体力的にもいきなり個人で従事することが難しい職業である。従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しうる環境を醸成することが必要。林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業しているが、離職する者も多い状況にある。

若い林業従事者が定着するには、基本的技術修得に加えて高性能林業機械の浸透を図り林業従事者の肉体的な負担を軽減することや、労働災害防止対策、更には給与体系の見直しによる待遇改善などが必要で、これらの取組を支援する。

ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況。

一方、「団塊の世代」と言われる人々の定年退職した人々が、徐々に出生地へ戻って農林業に取り組む動きやきのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰も彼方此方にみられるようになり、こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業労働力の減少及び高齢化の傾向のなか、林業従事者の肉体的な軽減を図り、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの縮減を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進する。また、村及び森林組合が中心となって、高性能林業機械を始めとする機械化を促進し、導入可能な方法についての検討をあらゆる機会において推進していくものとする。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)の機械導入の促進に関する方針に基づく高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次表の通りとする。

表 2 1 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒	村内一円	チェーンソー	チェーンソー
造材		チェーンソー グラップル	チェーンソー プロセッサ
集材		林内作業車 中型集材機 タワーヤーダ	ファワーダ 中型集材機 タワーヤーダ
造林 保育等	地拵 下刈		
	枝打	人力	リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

III 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表 2 2 のとおり定める。

表 2 2

対象鳥獣の種類	森林の区域 (林班)	面積
ニホンジカ	1~49、54、63、65~66、71、75~79	4,431.26
カモシカ	71、75~78	265.87

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとする。

また、必要に応じて、鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施するが、その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとする。

なお、鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、鳥獣害の実情に応じた鳥獣害防止対策が次のとおり計画されている必要がある。

ア 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図

ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとする。

また、必要に応じて、鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施する。その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとする。

イ 森林経営計画と鳥獣害防止対策

鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、計画期間内に人工植栽が予定されている箇所等について、ニホンジカまたはカモシカを対象鳥獣とする鳥獣害防止対策が計画されていること。

なお、森林経営計画に含まれない鳥獣害防止森林区域内の森林については、必要に応じて鳥獣害防止対策の実施を森林所有者等に助言、指導を行う。

ウ 対象鳥獣別の対策方法

対象鳥獣別の鳥獣害対策は、現地の実情に応じ、次に例示する方法を単独又は組み合わせて実施する。

(ア) ニホンジカ

防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

(イ) カモシカ

防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

2 その他必要な事項

特になし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めるものとする。特に、松くい虫による被害についての的確な防除の推進を図ると共に、被害の状況等に応じ被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。

(2) その他

(1)のほか、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と連携し、被害対策、被害監視及び防除実行までの体制を確立するものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

目撃情報及び被害報告に基づき、村猟友会へ協力を依頼し、わな設置等による駆除を中心とした追払い事業を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、徹底した啓発活動のもとに森林巡視に努め、山火事警防等を推進するものとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし。

(2) その他

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進を図るため、次表に掲げる森林について、それぞれに示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

なお、本計画においては該当森林はなし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

伐採は択伐、特定広葉樹育成施業等による皆伐以外の方法で実施するなど、次表に示す内容を標準として実施するものとする。

表 2 3 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐 採	択伐を原則とする。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	景観の向上に資するよう、必要に応じてササの刈り払いを行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

設定すべき区域周辺の施設整備状況、地理的条件、地域の要請等に基づき、利用の見直し・効果を総合的に判断し、適切な施設整備を実施するものとする。また、当該区域内における立木について、上層木の期待平均樹高を定めるものとする。以上、次に示す内容を標準とする。

(1) 森林保健施設の整備

表 2 4 森林保健施設の整備

施設の整備	
① 整備することが望ましい施設	管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設
② 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。 ・ 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等の管理を行うこと。

(2) 立木の期待平均樹高

表 2 5 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	17m	
ヒノキ	19m	

4 その他必要な事項

施設整備にあたっては、豪雨災害を受けたり、他地域への災害発生源となったりしないよう雨水処理対策を十分に検討し実施するものとする。また車両の進入等による事故、利用者による火災等の防止を考慮するものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に考慮するものとする。

なお、森林経営計画の作成に関して、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域（路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域）を表26のとおり定める。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

表 2 6

単位：面積 ha

区域名	林班	区域面積	対図番号
小沢・磐戸・桧沢	1～27	1,867.57	①
大塩沢・千原	28～42	1,270.96	②
大仁田・砥沢	43～55、67～72	1,406.74	③

大日向・六車	56～66、94～95	1,140.82	④
星尾	84～93-2	614.61	⑤
羽沢・熊倉	73～83	731.08	⑥
計		7,031.78	

2 生活環境の整備に関する事項

農林業従事者の生活、活動の主要の場でもある山村は、都市部、平野部に比較すると生活環境の整備が遅れている現状をふまえ、地域にあった環境づくりを推進し、定住と森林施業の振興を図る。特に森林の持つ保健機能を有効活用しバランスの取れた施設整備を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

農林業従事者の生活、活動の主要の場でもある山村は、都市部、平野部に比較すると生活環境の整備が遅れている現状をふまえ、地域にあった環境づくりを推進し、定住と森林施業の振興を図る。特に森林の持つ保健機能を有効活用しバランスの取れた施設整備を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

村有林の一部を、地元・都市部の児童生徒に教材として利用できるように整備する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

村内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さと故郷への愛着をはぐくむため、現在生徒を対象に行っている体験学習事業を拡大し、森林・林業体験事業として、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

南牧川は本村をはじめ下流の2市2町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけるものとする。

(3) その他

特になし。

6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業の方法、国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項、環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項、公有林の整備に関する事項、従前の森林施業共同化重点実施地区において基幹路網の継続的な開設を行っている場合は次表によるものとする。

(1) 保安林その他法令による制限に関する事項

法令等により制限を受けている森林の施業については、当該制限に従って施業を実施すること。

(2) 村有林の整備

本村は現在人工林を中心に114haの森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育及び間伐等を委託し実施するものとする。

(3) 山火事防止に関すること

山火事の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、徹底した啓発活動のもとに森林巡視に努め、山火事警防等を推進するものとする。

〔別表 1〕

計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

森 林 の 区 域		面積 (ha)
林班	小班 <small>※番号の下2桁は枝番</small>	
	計画概要図（計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林）のとおり	991.96

27	1902	2100	2202	2401	2500	3400	3501	3600	3700	4001
	11001	11601	11801	12100	12200	15000	15200	19602	20200	
28	1800	3100	3200	3400	5200	5300	6000	6100	6102	6500
	7100									
29	15200									
31	104	105	200	2200	6000	10201	12302			
33	200	300	400	23800						
35	1100	4402	4600	4900						
36	12500									
37	900	1002	1100	1600	9000	10900				
40	8601	8602	8800	8901	8902					
41	1900	2001	2002	2502	2602	4802	18300			
42	17200	17301	17302	17303	17304					
43	501	502	601	700	800	901	904	905	1000	1100
	1300	1400	1501	1502	1600	1700	1800	1900	2001	2002
	2101	2102	2201	2300	2400	5501	5502	5600	5700	6301
	7200	11700	11900	12500	13100	13401	16001			
44	100	200	300	2303	2700	6700	6901	7100	7300	9100
	9200	9300	9800	9900	10000	10200	10300	10400	10600	10800
	10900	14000	14100							
45	3000	3200	3401	3601	3900	4000	4100	4200	4400	
46	200	500	600	1000	1100	1500	1800	2000	2100	2201
	2202	2400	2500	2700	3000	3100	3300	3400	3500	3700
	4200	4300	4500	4700	4901	5200	5300	5600	5700	6200
	6400	6800	6900	7501	8300	8400	9600	9800	9900	10000
	10300	10400	10500	10601	10602	10603	10702			
47	2300	2500	2600	3002	6302	6600	7800	7900	8000	8100
	8200	8500	8700	8900	9000	9201	9202	9300	9400	9600
	9700									
48	7200	7302	7303	7600	9502	10100	10200	10300	10500	10700
	11000	11100	11200	11300	11400	11500	11600	11700	12200	12203
	12500	12700	12800	13000	13100	13200	13300	13400	13600	14000
	14500	14900	15000	15100	15200	15300	15500	15600	15700	15800
	16100	16200	16300	16400	16500	16601				
49	7902	8100								
50	300	1000	1100	2800	3401	3600	3700	3800	3900	4701
	4702	4801	4802	5100	5300	5600	5701	5800	5900	6000
	6501	6502	6600	6700	7501	7700	7800	8200	8300	8401
	8402	8600	8701	8800	8900	9100	9200	9300	9400	9500
	9600	9801	9900	10000	10100	10500	10601	10801	10901	11100
52	1800	2000	2100	2600	2700	2900	3000	3300	3400	3600
	3700	3800	3900	4100	4200	4300	4400	4500	4600	4900
	5100	5200	5500	5600	5800	6200	7200	7500	7800	8200
	8600	9000	9100	9300	9400	9700	9800	9900	10000	10200
	10300	10400	10500	10600	10701	10800	11100	11200	11400	11800
	11900	12001	12100	12200	12502	12602	12800	12900	13000	13200
	13500	14102	14200	14700	14900	15000	15004	15200	15300	
53	100	400	500	800	1100	1200	1300	1401	1701	2000
	2100	2200	2400	5200	6503	6600	6700	6800	6900	7000
	7100	8500	8600	8700	8800	9000	11900	13202	13301	13500
	13900	14000	16200	23201						
54	1100	1202	1300	1400	2100	2202	3700	3800	4401	
55	1301	1302	2103	2104	2300	4102	4103	4104	4500	4600
	4700	4900	5301	5400	7100	7700	7900	8400	15300	18600
	18700	18800	18900	19102	19500	19600				
56	200	500	700	900	1000	1200	1300	2700	2802	2900
	3100	3300	3400	3800	11300	11300	11400	11500	16100	16201
	16301	16302	16401							
57	101	102	501	1001	1100	1200	2301	3601	9000	9100
	9300	14301								
58	500	600	1400	1501	1600	1700	1800	1900	4500	9700
	11100	11502	11900							
59	500	1300	1500	1600	1700	2000	2300	3000	3100	5801
	5900	6002	6100	6200	6500	6600	6800	6900	7201	7400
	8400	9100	9300	10100	10300	10400	11700	11800	13100	13201
	13202	13300	13601	13700	13900	14800				

60	300	400	802	803	900	7600	8300	10300	10400	10500
	10700	10700	10800	10800	11100					
61	300	500	700	800	1100	1300	2000	4101	4300	4400
	4700	4900	5000	5100	5200	5300	5400	5501	5900	6100
	6300	6600	6700	6900	7000	7100	7300	7900	8300	8500
	8600	9000	9300	9400	9600	9700	9800	10000	10100	10500
	10600	10800	11000	11201	11300	11400	11500	11700	11900	12200
	12300	12500	12600	12900	13000	13100	13300	13400	13500	13600
	13900	14000	14200	14700	15000	15401	15500	15601	15800	15900
	16000	16100	16200	16300	16400	17200	17300	17500	17600	17700
	17800	18400	18500	18600	18700	19300	19400	19800	19900	20100
	20202	20300	21400	21500	21600	21700	21800	22100	22801	22900
	23000	23200	23400	23500	23600	23700	24000	24200	24700	24800
	24900									
62	200	401	3400	3500	3800	8900	9000			
	9000	9100	9200	9400	9600	10000	10100	10200	10300	10400
	10600	10700	10900	11100	11400	11500	11600	11700	11800	12100
	12201	12300	12400	12500	12700	12900	13000	13600	13700	13900
	14000	14300	14400	14700	14800					
63	16200	16300	16400	16500	16600	16700	18301	18302	19400	
64	400	1300	1400	1600	1700	1800	1900	2401	2402	2600
	3800	3900	4000	4200	4300	4600	4700	4800	5100	5200
	5300	5500	8000	8100	8200	9300	9400	9700	9900	10400
	10800	10900	11000	11200	11500	11600	11701	11702	11900	14000
	14300	14501	14600	14700	14800	14900	15000	15100		
65	300	804	1102	1200	1300	1800	2000	2100	2200	2400
	2500	2600	3500	3602	3900	4101	4200	4400	6700	6800
	7100	7200	8100	8200	8400	8600	8800	9000	9100	9200
	9500	9600	9700	9900	10000	20100	21400	21801		
66	1700	2700	4600	4900	5000	6900	7100	9400	13900	15000
	15100	15200	15400	15600	15700	16100	16300	16400	16500	22600
	22700	22800	22900	23000	23500	24600	24700	25500	25600	25800
	25900	26100	26301	26302	26700	26800	26900	27200	27500	27600
	28900	29100	29300	29400	29500					
67	100	200	300	402	600	702	1300	1400	1500	2101
	2200	2300	2400	2500	2900	3000	3101	3200	3300	3400
	3500	3702	3800	3900	4000	4100	4300	4600	4700	4800
	4900	5000	5300	5403	5500	5600	5701	5800	5900	6300
	6400	6500	6600	6700	6800	6900	7000	7100	7500	7600
	8201	8300	9100	9200	11200	11300	11400	11600	11700	11800
	12000	12100	12211							
68	200	202	203	700	800	900	1100	1200	1300	1500
	1800	2604	2605	2900	3000	3500	3600	3800	4500	4600
	5200	6000	6100							
69	101	301	800	901	1000	1100	1200	1400	1500	1600
	1800	1901	2000	2200	2300	2601	2700	2800	2900	3000
	3700	3800	3900	4001	4200	4700	4800	5101	5102	5300
	5500									
70	200	300	400	502	600	1000	1301	1400	1501	1700
	1800	1900	2500	2701	2901	3100	3200	4400	4500	4601
	4602	4700	4900	5100	5200	5800	5900	6000	6100	6200
	6300	6400	6500	6701	6801	7200	7300	7400	7500	7600
	7700	7800	8000	8200	8300	8500	8800	8900	9000	9100
	10000	10200	10400							
71	2401	2500	2600	2901	3000	3200	3300	3500	3800	4100
	5301	5400	5500	5600	5700	5800	6900	7000	7100	7300
	7500	7600	7700	7800	7900	8000	8200	9100	9300	9400
72	4200	5000	5100	5200	5400	5501	5502	5600	6300	6500
	6700	6800	7001	7100	7802	7900	8700	9500	9600	9800
	9900									
73	100	200	300	400	700	1600	1700	1900	2100	2300
	2400	2700	2800	2900	3400	3700	3801	5802	6100	6200
	6300	6500	6600	6700	7000	7300	7500	7600	7700	7900
	8200	8600	8801	9100	9700	9801	10000	10901	11101	11300
	11400	11700	11900	12000	12100	12200	12300	12603	12701	12900
	13000	13101	13200	13400						

74	200	300	400	500	1100	1500	1900	2100	2200	2300
	2500	2600	2700	2800	3100	3500	3600	3800	3900	4900
	5200	5301	5400	5500	5600	5800	6100	6200	6300	7001
	7200	7300	7700	7800	7900	8201	8300	8400	8500	8900
	9200	9900	10200	10300	10400	10600	10800	11000	11801	12100
	12200	12300	13600	13700						
75	100	200	301	400	1800	2500	2700	3100	3400	4000
	4100	4300	4400	4500	4800	4900	5200	5300	5800	5900
	6000	6100	6200	7900	8000	8101	8400	8701	9200	9300
	9500	9800	10500	10800	10901	11100	11300	11800	11900	12100
	12200	12300	12800	13000	13100	13200	13300	13400	13500	13700
	13800	14000	14200	14400	14500	15100	15300	15500	16000	16005
	16200	16400	16500	16601	16900	16900	17000	17100	17300	
76	308	401	402	500	200	400	500	700	900	1000
77	200	400	500	700	900	1000	2000	2100	2301	2400
	2500	2700	4800	5000	5100	5200	5500	6300	6600	6700
	6900	7100	7300	7400	7800	7900	8000	8100	8200	8600
	10600	11200								
78	100	200	300	3900	4100	4600	4700	5100	5200	5300
	5600	6400	8300	15100						
79	100	300	400	600	1200	1900	2100	2200	3500	3600
	5600	6500	8001	8100	8300	8400	8500	8601	8800	8900
	9000	9300	10500	11800	11900	12600	14800	14900	15000	15100
	15500	15700	15800	15900	16200	16400	16500	16700	16900	17300
	17400	17600	17800	17900	18000	18300	18500	18800	18900	19100
	19200	19400	19600	19800	20000	20100	20200	20300	20500	20600
	20800	21500	21700	22500	22701	22801	23000	23100	23200	23300
	23500	24000	24100	24200	24300	24400	24500	24600	24702	24800
	24900	25000								
80	500	800	900	1000	1200	1300	1400	1600	1700	1903
	2200	2300	2401	2600	2800	2900	3200	3500	3700	3800
	4000	4100	4300	4500	4900	5000	5100	5200	5500	5700
	5800	5900	6100	6200	6400	6500	6600	6700	6900	7002
	7100	7300	7401	7800	8000	8200	8600	8700	9000	9100
	9300	9400	9501							
81	600	2200	2300	2400	3000	3100	3200	3300	3400	3500
	3600	3700	3800	4000	4200	4400	4600	6100	6301	6400
	6700	6800	6900	7200	7300	7501	7700	7900	8000	8300
	8400	8500	8600	8800	9000	9300	9600	9700	9800	10000
	10100	10600	10700	10800	11000	11100	11200	11400	11500	12100
	12300	12400	12700							
82	600	700	800	900	1501	3000	3700	3801	3802	3900
	7300	9100	9400	9500	9600	9800	9900	10002	10101	10200
	10300	10400	10500	10600	10801	11200	11300	11400	11501	11600
	11800	12000	12200	12400	12500	12600	12700			
83	1901	2001	2400	2500	2701	2703	2901	3000	3100	3400
	3500	3600	3700	4000	4100	4400	4500	4600	4800	4900
	7600	7800	12200	12300	12500	12600	12700	13000	13100	13704
	14001	14301	14400	14600	14800	15100	15400	15500	15600	15700
	16000	16100	16800	17200	17300	20300	20400	20500	21400	21700
	21800									
84	401	500	601	900	1100	1200	1300	1602	1702	1705
	1900	2100	2200	2500	2600	2700	2800	3600	4001	4100
	6400	6500	7000	7200	7400	8200	8302	8400	8600	8701
	8900	9100	9200	9500	9600	9700	10000	10100	10200	10300
	10500	11200	11300	11300						
85	900	1000	1200	1400	1500	1600	1800	1900	2501	7700
	8100	8300	8600	9900	10000					
86	1000	1700	1700	2400	2901	3200	4100	4300	4400	4502
	4700	5200	5200	5300	5500	5600	5900	6100	6200	6300
	8101	8400	9000	9300	10800	11000	11100	11200	11300	11500
	11600									
87	1400	1500	1700	1900	4800	5000	5302	5800	5900	6200
	6400	6500	8601	8602	8700	8800	9000	9100	9200	9400
	9500	9800								
88	400	600	800	1000	2100	2200	6200	6400	6500	8100

		8200 8300 8400 18000 18100 18300 18500 18600 18700 18900 19000	
	89	200 3400 3500 3601 4001 4100 4200 4302	
	90	800 4400 4500 4600 4900 5001 5901 6001 6002 6003 6004 6400 6701 6902 7000 7100 7200 7500 7601 7602 7700 8100 9600 9800 12100 12200 13300 13400 13501 13700 13800 15000 15300 15400 15700 17000 17200 17300 18200 18300 18602 19600 20000 20101 20300 21701 21702 21801 21802 21803 22204 22502	
	91	101 102 300 6700 6800 7100 7200 8101 8102 8400 8500 8601 8602 8603 9501 9600 10000 10600 10900 11200 11400 11600 11800 12000 12100 12200 12500 12800 12900 13200 13500 13701 13800 13900 14401 15300 15800	
	92	200 400 701 900 1600 2001 2600 2701 3401 3500 3600 3900 4500 4600 4701 4800 4901 5000 5101 5500 5700 5801 6103 6400 6600 7100 7500 7601 7900 10400 12000 12100 12300 12400 12500 12600 12700 12800 13000	
	93-1	200 300 600 1000 1200 1202 1301 1303 1401 1402 1900 2000 2100 2201 2300 2500 3001 3400 3500 3800 3900 4000 4100 4500 4800 4900	
	93-2	100 300 400 500 600 1000 1301 1400 2200	
	94	400 600 1400 1600 1700 1901 2000 2200 2400 4201 13200 13300 13400 13500 13600 13700 14200 14300 14500 14700	
	95	200 300 1100 1600 1700 2600 2700 3200 7600 9300 9400 9801 10000 10200 10400 10600 10701 10900 11000 11101 11102 11200 14800 14900	
土地に関する災害 の防止及び土壌の 保全の機能の維持 増進を図るための 施業を推進すべき 森林	1 13 15 17 27 29 30 32 33 38 41 43 44 46 48 53 54 55 56 57 64 66 85 86 89 94	15802 4000 4101 4200 4300 4400 4500 4600 4700 4000 3200 3300 7000 20900 2200 6100 6200 6300 6401 6402 6403 6500 6600 6800 6901 6903 4800 1602 10900 11300 703 1302 1303 1401 1500 1600 1701 1702 18102 18200 2801 2802 15400 15600 15900 2800 2900 3000 3100 11900 12000 12002 12100 12102 12200 12202 17902 7001 4801 4900 5000 5100 5200 6600 6700 6800 7100 8200 8300 8400 23600 26601 26602 26603 26604 26700 26800 27200 3400 5500 5600 5700 5800 5900 6000 6100 6200 6400 6500 6600 6700 6800 6900 11901 12000 12200 12300 15700 15800 15900 16000 16701 16702 16703 16800 16900 17000 17100 17200 17300 17400 19800 100 5500 5600 7501 7600 9000 9100 15204 15300 2600 2900 3300 4701 4702 4900 5000 5100 5200 5300 5400 5501 5600 5700 5901 5902 6001 6002 6101 6102 6401 6402 6501 6502 6700 6800 6901 6902 6903 7001 7002 7200 7400 7500 15400 700 36902 2302 2402 2601 2602 2701 2702 2703 2803 2804 2805 3000 3100 5902 6000 6100 6200 6300 6400 6500 6600 6702 6908 7000 7302 7305 5001 5101 8000 10000 4500 4600 3703 4001 4002 4101 4102 4103 4104 4105 4106 4202	70.75

	95	100	300	800	900		
快適な環境形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし					
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	32	3700	3800	3900	4000	4700 4901 4902	37.28
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし					

[別表 3]

南牧村独自の公益的機能別施業森林の施業方法ごとの森林の区域

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班 <small>※番号の下2桁は枝番</small>	
水源の涵養の機能を重視する森林	全ての林班	別表2の「公益的機能別施業森林」の区域および本表の「保険機能を重視する森林」の区域を除く全ての小班	5,972.80
保健機能を重視する森林	78	【熊倉地区】 10800 10900 11000 11800 11900 12200 12300 15701 15702 15800 15900 16000 16101 16102 16200 16301 16302 16303 16304 16501 16502 16601 16602 16702 16703 16705 16706 16707	8.87